9　第三号旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十五号に掲げる施設に係る事業のうち、第三号施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに第三号施行日の属する年前の年分の個人の事業及び第三号施行日の属する年分の個人の事業で第三号施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

10　第三号旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十五号の規定は、みなし熱供給事業者が行う事業のうち、第三号施行日から指定旧供給区域解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給区域解除日の属する年前の年分の個人の事業及び指定旧供給区域解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給区域解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第十五号中「熱供給事業の」とあるのは、「熱供給事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第五十条第一項に規定する指定旧供給区域において熱供給を行うものに限る。）の」とする。

（道路法の一部改正）

第七十九条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「ガス事業法第二条第一項」を「ガス事業法第二条第十一項」に、「一般ガス事業」を「ガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）」に改め、「又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を削る。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　第五号施行日前に一般ガス事業者（第五号旧ガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者をいう。）又は簡易ガス事業者（第五号旧ガス事業法第二条第四項に規定する簡易ガス事業者をいう。）がした前条の規定による改正前の道路法（以下この項において「旧道路法」という。）第三十六条第一項の計画書に基づく工事のための旧道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請であって、第五条の規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の道路法（以下この条において「新道路法」という。）第三十六条第一項の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が附則第二十二条第一項の義務を負う間、新道路法第三十六条第一項中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは、「ガス小売事業を除く。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。

3　新道路法第三十六条第一項の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が附則第二十八条第一項の義務を負う間、新道路法第三十六条第一項中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは、「ガス小売事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第八十一条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「一般ガス事業者又は簡易ガス事業者」を「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　前条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法（次項において「新共同溝法」という。）第二条第三項第三号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が附則第二十二条第一項の義務を負う間、同号中「又はガス製造事業者」とあるのは、「若しくはガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）による指定旧供給区域等小売供給を行う事業者」とする。

2　新共同溝法第二条第三項第三号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が附則第二十八条第一項の義務を負う間、同号中「又はガス製造事業者」とあるのは、「若しくはガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）による指定旧供給地点小売供給を行う事業者」とする。

（法人税法の一部改正）

第八十三条　法人税法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「、熱供給を受ける者」を削り、同項第二号中「第二条第一項」を「第二条第五項」に、「一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　法人が第三号施行日前に前条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第四十五条第一項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもって第三号施行日前に取得した同項第四号に掲げる事業に必要な施設を構成する旧法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産及び当該金銭又は資材をもって第三号施行日以後に取得する附則第四十九条第一項に規定する熱供給事業に必要な施設を構成する前条の規定による改正後の法人税法（次項において「新法人税法」という。）第二条第二十二号に規定する固定資産については、なお従前の例による。

2　みなし熱供給事業者が営む指定旧供給区域熱供給を行う事業は新法人税法第四十五条第一項各号に掲げる事業と、熱供給を受ける者は同項に規定する受益者と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）

第八十五条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百一号中「ガス事業の許可、」を「ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、一般ガス導管事業の許可若しくは」に改め、「若しくは供給地点」を削り、同号㈡を削り、同号㈣中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に、「㈣に」を「㈥に」に改め、同号㈣を同号㈥とし、同号㈢中「第三十六条の二の二第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「登録」の下に「、第六十九条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）（同法第八十四条第一項（ガス工作物に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）」を加え、同号㈢を同号㈤とし、同号㈠中「（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録

㈠　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	登録件数　一件につき九万円
㈡　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（同法第五条（ガス事業法の一部改正）の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第八条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の増加に係るものを除く。）	許可件数　一件につき九万円
㈢　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。）	許可件数　一件につき一万五千円